

漢字字訓の研究・序説

佐藤喜代治

中国古文の辞書『爾雅』の第二篇は、篇名を「釈訓」というが、その「訓」という字について、『經典釈文』には、張揖の『雜字』に「訓者謂字有意義也。」とある説明を引用している。つまり、漢字に解釈を加えるのが訓であるといふことになる。『說文解字』には「訓。說教也。」とあって、ことばで教え導くというのが「訓」の本義であるが、転じて、文字の意味を解き明かして人を導くことを表わすに用いたと考えられる。『爾雅』の釈訓には、たとえば、
明明。斤斤。察也。

とあって、「明明」「斤斤」とともに「察」の意と説明している。「察」は『說文解字』に「覆審也」とあって、調べて事実を明らかにすること、「明らか」の意に用いる。釈訓には、このように、同じ漢字を重ねて形容する語をあげて説明した例が多いが、そのほかに、たとえば、

美女為々媛。美士為々彥。

のような説明もある。「美女」を「媛」、「美士」を「彥」という意であるが、わが国では「媛」を「ひめ」「彥」を「ひこ」と読む。また、

馮河。徒渉也。

ともある。「徒渉」は、舟に乗らず、徒步で河を涉ることである。

わが国で漢字漢文を、その意味に相当する日本語に言い改めることも一種の解釈であつて、これをわが国では「訓」または「訓讀」という。漢字は、もともと外国語である中国語を書き表わすためのものであつて、一字一字日本語の語句の意味と対応するわけではないが、互いに意味の共通するところもあって、解釈・翻訳が可能になるのである。それにもしても、極めて多数に上る漢字を読み分けて一一訓を施していくた古人の学識は驚くべきものである。こういう解釈・翻訳は、漢字漢文がわが国に伝えられるに先立つてすでに朝鮮において行われ、わが国でもその方法に従つたものと考えられる。訓讀の方法は、現在、英語などを翻訳する場合と趣を異にし、一語一句ごとに字音で読んだ上で日本語に言い換えたと考えられる。これがいわゆる文選読みで、これは『文選』に限らず、『毛詩』など、他の場合も同様で、『遊仙窟』でも、「子細」を「シセイト、コマカニシテ」、「向上」を「キャウシャウト、ミアグレバ」、「直下」を「チヨクカト、ミオロセバ」のように読む。「向上」には、見上げるという意味が無く、「直下」にも、見下ろすという意味は無い。したがつて、右の訓讀は意訳ということになるが、この読み方が広く行われて、易林本『節用集』には「向上」に「みあげ」、「直下」に「みをろす」という訓が加えてある。ともかく、一語ずつ切つて音読みし、さらにこれを訓讀したことによって、字音と訓讀との関係が緊密になり、これが、一字の訓、または熟字の訓を固定させるに役立つたと考えられる。

II

訓讀というのは、先に述べたように、日本語による解釈であるから、漢字漢文の意味が明らかになりさえすれば、

どのように読んでもかしきがえないわけで、初めは、漢字のそれぞれの意味に従い、それぞれの文脈に応じて読み分けたと考えられる。今、観智院本『類聚名義抄』を取つてその字訓を見ると、一字について数多くの訓が施されている。たとえば、「空」という字には、

ムナシ ウツホ キハム オホキナリ ソラ クハタツ オホソラ アナ ウツケタリ

とある。「空」は『説文解字』に「竅也」とあって、国語の「あな」に当たる。「うつぼ」も「あな」と類義の語で、空虚な所をいう。「うつけたり」の「うづく」も、同じ語源の語であろう。なお、『漢書』鮑宣伝に、

唐尊衣敝履空以瓦器飲食。

とある。唐尊は、前漢の末、王莽に重臣として仕えたが、偽善者という評判があった。右の文について、顏師古の注に「空穿也」とあり、穴のあいた靴をはいたという意である。版本には「空」に「ウゲタル」という訓を加えているが、『万葉集』には「辛既沓を脱き棄る如く」(卷五)という例がある。「うづく」も「うづく」も、穴があいている意味で、ともに「空」の字義に相当するが、日本語としては、「うづく」は空虚な状態を主とし、「うづく」は穴が開くことに重点があるようと思われる。次に、『論語』先進に「回也其庶乎。屢空。」とあり、何晏の『集解』に「空猶虚中也。」また、皇侃の『義疏』に「空猶虚也。」とある。この「虚」の意味の「空」は国語の「むなし」に当たる。「虚」の意味は「穴」の意味から転じたものである。『列子』黄帝に「乘空如履實」。「空」は空虚な處、空中の意で、空を飛ぶのが、足で実地を踏むのと変りが無い意。「空」は「実」に対して用いている。杜甫の「雨晴」という詩に「胡笳楼上発一雁入高空」、また、温庭筠の「曉仙譜」という詩に「王妃喚月帰海宮、月色澹白涵春空」という句がある。これらの例では、「空」を天空の意に用いているが、これは、空虚の意味からさらに転じたものである。日本語の「そら」に相当するが、日本語の「そら」ももともと天空という意味ではなく、空虚の意味と考

えられる。『万葉集』に「下つ毛野安蘇の河原よ足踏まず蘇良ゆと来ぬよ汝が心告れ」（巻十四）とある「そら」は『列子』に「乗空」とあるのと同じ意味である。「天」は「あめ」といへ、「そら」は空中を意味したのであるが、「そら」が後に「あめ」に代わって用いられたのである。「天」の意味の「あめ」と「^{あめ}」とが紛れ易いといふこともあるたと考えられる。また、『毛詩』小雅、白駒に「皎々白駒。在彼空谷」。注に「空大也」。また、『文選』左太冲の詠史詩に「寥寥空宇内」、注に「空廓也」。「空宇」は訪ねる人も無い空寂たる家の意。「空」は空虚の意から転じて、広々として、何も無い状態を意味し、この意味で「おほきなり」という訓が生じたと考えられる。また、先にあげた『論語』先進の「屢空」について、『義疏』には一説として「空。窮匱也」という注をあげてゐる。『毛詩』小雅、節南山に「不^レ宜^レ空我師」という句があるが、「師」は庶民の意。「^空」は毛伝に「窮也」と注し、庶民を苦しめてはならないという意である。「^空」と「窮」とは類音で意味が通ずるのであるが、「きはむ」という訓はこの意に基づくと考えられる。以上に述べたところによつて、『名義抄』に見える字訓のよりどころはほぼ明らかになつたと思うが、それの中でも「くはたり」という訓は、その典拠が明らかでない。「くはたり」は、古くは、爪立つといふ意味で、「金」「趨」を「くはたり」と読む例が多い。「金」は踵を擧げる、「趨」は足を擧げるという意味である。「空」がこれらの漢字と意味上の関連があるかどうか、わからぬ。『名義抄』には根拠の明らかでない字訓が少なからず認められ、その中には他の漢字と混同していると思われる場合もあって、その字訓は子細に検討する必要がある。

「空」は、その意味の違いに従つて、それぞれ異なる読み方のあることがわかつたが、これを鎌倉時代の『字鏡

集』によつて見ると、寛元本には、

アナ ウツケタリ クワタツ ソラ ラホソラ ツクス ラホキナリ ムナシ ウツホ
とあり、『名義抄』の「あはむ」が見えず、別に「いへす」が加わつてゐる。『毛詩』小雅、大東に「杼柚其空」という句があり、寛永版本には「ヌキノヲサ、タテノヲサ、ソレ、ツキヌ」と訓読してゐる。「ゑゑ」は「畿」「ゑゑ」は「緯」の意。「空」については毛伝に「尽也」と注し、『爾雅』釋詁にも「尽也」とある。『字鏡集』の「いへや」は「」の「尽」の義によつたものと考えられる。同じく『字鏡集』白河本には、「空」の訓に、

ソラ アナ クワタツ ラ、ソラ ムナシ ラ、キ也

とあって、『名義抄』の「うつほ」「あはむ」「うつけたり」の三つが見えない。さらに、慶長十八年刊の『倭玉簾』には、

ムナシ スク ウツラ ソラ ツクス

とあつて、『名義抄』の「あはむ」「おほきなり」「くはたり」「おほそら」「あなた」「うつけたり」の六語が見えず、訓の数が少なくなつてゐるが、そのほかに『字鏡集』寛元本の「いへす」があり、もつて「かく」が加わつてゐる。「すべ」は『源氏物語』に「歯はうちすきて」(総角)のようだ、隙間が生ずることで、「すき」はその名詞形である。「すべ」は、物と物との近接している間に隙間が生ずることで、「空」本来の字義と必ずしも合わないと考えられるが、空虚という意味に基いて「すべ」と読むことも生じたものと考えられる。そこには「空」という字の意味変化も考えられる。また、易林本『節用集』に「虚」を「うつけ」と読んでゐるが、近世は「縫」という字が造り出され「うつけ」と読み、それに伴つて、「空」を「うつけ」と読むことは次第に行われなくなつたのである。「うつけ」も、同じく易林本『節用集』に「空縫」を「うつけ」と読み、一般に「空」を「うつけ」と読むこと無くなつ

たと思われる。なお、古活字版『和玉篇』(『日本古典全集』所収)には、

ヲホス ウツケタリ ムナシ キワム ツク ソラ カク

とあって、古い訓を残している。「をほす」はそのよりどころが明らかでないが、従来の読み方から考えて、「ヲホソラ」の誤りかもしれない。「かく」という訓は「欠く」という語で、『広韻』去声、送韻に、「空」の注に「空缺」とある意味によったものと考えられる。また、耶蘇会版『落葉集』の付録『小玉篇』には、「空」に「そら うつけたり むなし」とあり、この程度の訓が実用的なものとして読み書きに用いられたのであらう。寛永十六年版の『新編和玉篇』には、

ムナシ ウツラ ソラ ツクス

の四つが見え、「そら」と「むなし」とが『小玉篇』と共に通している。元禄四年成立の『増続大広益会玉篇大全』には、本文に「あな」「うへす」の訓が見える。これは宋本『玉篇』に「尽也。亦竅也」とあるのに基づいたものである。ほかに、欄外に、『字彙』に「罄也。虛也。大空。天也」とあるによって「うへる むなし そら」と読み、同じく『字彙』に去声の場合に「困窮也。乏也」と注しているのに従って「きはまる とぼし」と読み、また『小補韻会』に「缺也」とあるによって「かく」と読んでいる。これらの訓は、従来の字訓に従うというよりも、直接、中国の『玉篇』以下の字書に基づいて字訓を施し、したがって、実用的に読み書きに用いる字訓というよりは、字義の解釈としての性質が強いと認められる。

幕末から明治初年にかけて、数多くの字書が出版されているが、その中の若干の例についてみると、山崎美成の『四声正韻字林大全』(嘉永四年春序、孟冬刻)には、

ムナシ ツクル ツクス ウツロ

とある。「うづる」は「うづほ」と同じ意味の語であるが、古くは見えず、近世語である。「むなし」「うづる」「うづく」はともに前述の『増続大広益会玉篇大全』に見える訓である。三浦茂樹の『大増補字林玉篇大全』（嘉永辛亥九月序、明治五年初春再刻）は同じく嘉永四年に成立したものであるが、

ソラ ムナシ アナ ツクス ツクル キハマル トボシ カク

とあって、これは『増続大広益会玉篇』と全く一致する。鎌田環斎編、加唐復斎訂の『広益正字通』（安政二年）も、書名は異なるが、字訓は同一で、「かく」という訓が見えない。大高文進の『新撰明治玉篇大全』（明治九年六月序、同七月刻）、橋正淑の『大増補改正字林玉篇大全』（明治九年八月序）はともに右の『大増補字林玉篇大全』と同一で、しかも、字訓を並べる順序も一致している。静正子の『明治広集玉篇大全』（明治四十五年一月）も同様で、この種の字書が明治末年まで行われたことを示している。また、平田築の『普通画引玉篇大全』（明治九年一月刊）、太田代恒徳の『明治玉篇大全』（明治九年三月刊）はともに小型の字書で、前者には「ツクス アナ ムナシ ソラ」、後者には「スキ アナ」とあって、字訓は少ないが、他の字書と一致している。『書言字考節用集』には、「空地」を「クウチ」「アキチ」、また「空腹」を「クウフク」「スキハラ」と、それぞれ両様に読み、また「空堀」を「カラホリ」と訓んでいる。笑話『鯛の味噌津』には「空話からばなし」の例がある。近世には「空」を「から」また「あき」と読むことも行われたのであろうが、前記の字書にはそれが反映せず、旧套を守るだけで、わずかに「すく」の訓が見られる程度である。

漢字の訓は、初めは、字義に基づく、日本語による解釈という性格をもつていたが、それらが次第に淘汰され、社

四

会的慣習として固定した読み方となり、読み書きに用いられたと考えられる。しかし、字義の解釈という性格は失われず、漢字漢文を読解するための字訓という面も残っている。慣用として固定した読み方と、字義に基づく解釈としての読み方とは、その区別は必ずしも明確でなかった。解釈としての字訓も、中国古代の語義が近代に至って変化し、新たに字書が造られると、それに基づいて字訓が生ずるということがあり、また、国語自体も変化を重ね、それに伴つて字訓が変化してゆくことがある。ただ、概して言えば、字訓はもともと漢文の訓読に由来するものであり、訓読に用いられる語として固定したものは、時代が移り變るに従つて、社会一般に通用することばと遊離して古語となり、しかも、先に見た字書の例でも知られるように、前代の字書をそのまま踏襲してゆく場合、実際の用い方とますますかけはなれたものとなる。たとえば、「むつかし」という語は古くから用いられ、『名義抄』には「憤懣」に「むつかし」という訓が見える。「むつかし」は、「むつかる」という動詞に対応する形容詞で、「憤懣」の語義と同じ意味の語であり、困難という意味ではなかつたと考えられる。「難」には「むつかし」という訓が無い。以後の字書にも「難」に「かたし」の訓はあるが、「むつかし」は無い。昭和二十三年に定められた「当用漢字音訓表」も同様であったが、昭和四十八年改定の音訓表では「むづかしい」が「難」の訓として、「聲」の訓「から」「あく」「魚」の訓「あかな」などとともに新たに加えられた。

現在、字訓として広く行われているもので、古くはその例の見えないものが少なくない。たとえば、「偉」という字は『文選』賢良詔に「猗歟。偉歟。」とあり、注に「偉大也」とある。版本では「偉歟」に「オホイナルカナ」という訓を加えている。『名義抄』には「タクマン メヅラシ ウルハシ」等の訓が見え、『倭玉篇』（慶長十八年刊）には「ヲホイナリ アヤシ ヨシ」とある。先にあげた明治初期の玉篇類に至るまで「えらし」という訓は見えず、『言海』に至つて「えらし」に相当する漢字として「偉」を掲げているが、それも『大言海』では除き去つてゐる。

田宮仲宣の『東牖子』卷一に、

エライと云言葉は京都より云出せし言葉也。京都の俗、常談に尤く峻き事を苛しけなしと云。苛しけなしと訓を通じて転じ来れり。けなしとは忝かたじけなし 飽あじけなし などといへる、おなじ手爾波ゆへ、いきへの手爾波有てエライとはいへり、

と言ひ、さらば、

苛あらしと云へるをいやしみ笑ふ人もあれど、元來皇すあるわの帝都みやこより出て稍畿内すうきいにうつれり。いまだ天離夷あさきからひなには行届かれる言葉なり。これを笑ふは僻言ひがことなるべし。

と言つてはいる。本書は享和元年（一八〇一）の自序があるが、その当時は「えらい」という語が上方で行われて、東國の人にはまだなじまず、したがつて「偉」の訓として用いるには至らなかつたのであろう。

また、「困」は『廣雅』釈詁に「窮也」とあり、「窮」と熟して「困窮」という。『名義抄』に「キハム クルシム タシナム ツカル」という訓が見える。「たしなむ」は辛苦の意で古くから用いられた。『源氏物語』に、

いたうこうじ給ひにければ、心にもあらずうちまどろみ給ふ。（明石）

とあるように、平安時代には「困づ」という字音の動詞も用いられた。「こまる」という語は近世になつて見られる。『安愚樂鍋』に、

そのあとでいろいろ困窮こまうて家けは分散ばんさんして、（三下）

といふ例がある。「困」一字を「こまる」と読んだのは何時からか、その用例をまだ見いだし得ない。

「決」という字は『漢書』溝洫志に「按經義。治水有決レ河深マ川。而無隄防雍塞之文」。その注に「決分泄也。深浚治也。」とあり、「決」は、新たに河を作つて流れを分けることである。また、『淮南子』天文訓に「賁星

墜而勃海決。」注に「賁星客星也。決溢也。」客星が墜落して勃海が決壊したというので、ここでは「決」が自動詞として用いられている。また、『淮南子』時則訓に「禁々姦塞々邪。審々決獄平々詔訟。」注に「決断也」。「決」は本義から転じて「決断」の意に用いられる。『名義抄』には「サクル ヤフル サダム タツ断」という訓が見える。「もぐる」は『日本書紀』繼体二十一年に「攻如河決。戰如風發。」という例がある。今、「決」を「きめる」と読むが、「きめる」という語は『俚言集覽』に「人をキメル、又大小をキメル」という言い方が見られ、『役者論語』にも「家老の女房にて敵役をきめる時」とある。また、『東海道中膝栗毛』に、

そりやアあとぐのこるにきまつたもんだ。(初編)

『安愚樂鍋』に、

時に今から大急ぎで川ばたまでやらねへかと言ふから、^わ値もきめずにすぐに載せたは。(11下)

という例が見られる。「きめる」という語は近世に多く用いられ、したがつて「決」を「きめる」と読むことも古いことではないと考えられる。

「濟」は『毛詩』邶風、匏有苦葉に「匏有苦葉。濟有深涉。^{アタリ}」。注に「濟渡也。由膝以上為涉。」とあって、川の瀬を渡つて行く所が「濟」で、その中の深い所が「涉」である。『漢書』霍去病伝には「票騎將軍涉鈞耆濟居延遂臻小月氏。」。注に「淺曰涉。深曰濟。」また「涉謂入馬涉渡也。濟謂以舟船。」この注によれば、「濟」と「涉」との関係は『毛詩』の注と逆になるが、「濟」は川を渡る所をひろくをして言ったものと考えられる。「濟」は、川を渡つて向う岸にとどく意から、転じて、事を達成する意に用いられる。『國語』晉語に「小事不濟。」注に「濟成也。小事。小人之事。小人のなす事は成功しない意。同じく『國語』楚語に「得民以濟其志。」注に「濟成也。」人民の不満が無いようとする意。『國語』の一例で「濟」はともに「成」の意であるが、一方は自動詞、他方は他動

詞として用いている。『淮南子』天文訓には「立夏大風済。」注に「済止也。」とある。『尚書』武成に「以済兆民。」注に「渡民危害。」人民を危害から救い上げる意。また『論語』雍也に「博施於民而能濟衆。」注に「能救濟衆民之患難。」とある。これらの場合は、渡す意から救濟の意に用いている。『春秋左氏伝』昭公二十年に「済其不及。以洩其過。」注に「済益也。」とあり、マイナスをゼロにするのが「済」の意味と考えられる。『名義抄』に「タルスクナルナスヤムマサル」また『倭玉篇』にはほかに「タスク」という訓があるが、これらの訓は上述の字義に基づいたものである。『俚言集覽』に

濟 俗に済をナシと訓るは了の義也。すます也。借物を還す事を云。

とある。「済」を「なす」と読むのは、先に述べたように、「成」の意によるのであるが、「なす」という日本語が税を納める、負債を返済する意に用いるに至って、「済」もその意味で用いられるようになった。また、『世間胸算用』に、

いかないかな此四五年買がかり済したる事なし。(卷二)

」とやら貧者の大節季何と分別しても済がたし。(卷五)

とある。「すむ」という語がまた完了の意味で近世多く用いられるに及んで、これを「済」と書く」とも生じたと考えられる。この「すむ」は「澄む」という語の意味から転じたものであろう。

「確」は『周易』乾に「確乎不可抜。」注に「堅高之貌。」「確」は形状語で、動詞として用いることは本来無かつたのであらう。『名義抄』に「カタシタカシ」とあるのは「堅高」の意による。また「マコトアキラカニ」ともあるが、その典拠は明らかでない。『倭玉篇』には「カタシサカシマコトアキラメテ」とある。『色葉字類抄』には「燧、逞、切、正」等に「タシカ」の訓がある。「燧」は「燧」の異体字で、古文書に多くの用例が見える。

また、近世、『書言字考節用集』に「慥、愉、切」に同じ訓が見える。「確」を「たしか」と読むことは近世においても一定していなかつたと考えられる。

「襟」は『釈名』釈衣服に「襟禁也。交於前。所以禁襟風寒。」とある。今「えり」と読むが、『和名抄』には「衿」に「古田毛乃久比」という訓が見える。「衿」は「襟」と同じ字である。『名義抄』にはほかに「キヌノクビ」ともある。『日本書紀』天武元年には「襟」に「キヌノクヒ」、同じく天武八年には「ミソノヒモ」という訓が見える。『毛詩』魏風、葛履に「要之襟之。好人服之。」注に「襟領也」。版本には「要」に「モスソヌヒ」、「襟」に「エリヌヒ」という訓がある。『増続大広益会玉篇大全』にも「エリ」とある。また、『毛詩抄』にも「襟ハ衣ノエリソ」とあって、少なくも近世初期には「えり」という語が行われていたことがわかるが、それが何時までさかのぼるものか、明らかでない。「襟」を「えり」と読むこともそれほど古くはないと考えられる。

以上にあげた若干の例によつて知られるように、字訓の中には近世以降になつて見られるものがある。それらは、現在調査が行き届いていないために、その訓が何時から行わたったものか、詳細を知ることができないのは遺憾である。

五

わが国で用いる漢字は多く古代に伝えられ、字訓も、したがつて、古くから行われているものが多いが、中には、中国で近世多く用いられた漢字がわが国に入つたと見るべきものがある。その字訓は当然わが国においても近世生じたものである。たとえば、「擦」は古くは見えない漢字であるが、『字彙』に「摩也」とあり、「摩」と熟して「摩擦」という。『儒林外史』に、

淌出来。満^ニ胡子^一。満^ニ嘴唇^一。左邊一擦。右邊一悞。都悞^ニ擦^ニ箇姑娘的臉巴^{予上}。（第四十一回）

よだれが流れ出て、あごひげや唇にあぶれたのを、左になすり右にくつけていたが、おしまいには、それをみな二人の娘の頬になすりつけてしまった意。『増続大広益会玉篇大全』には「スル ナヅル」という訓がある。また、同じく『儒林外史』に「拐帶人口」幾案（第十九回）という例があり、人を誘拐した幾つかの案件の意であるが、『支那小説字彙』に「拐帶」に「カドワカス」と注し、『鼈頭音訳康熙字典』に「拐」に「タブラカス」という訓をつけている。この場合は「拐」一字に定まった訓が無く、多くは「拐帶」「誘拐」のように熟語として用いるために、主として字音が行われている。

「該」は『楚辭』招魂に「招具該備。永嘯呼此。」という句があり、注に「該亦備也」。『名義抄』に「ソナヘルカヌ」という訓があるのは「備」の意に基づくものである。『字鏡集』には「カナフ」という訓も見られるが、その所が明らかでない。『正字通』に「通俗借為該當之稱。猶言宜也。凡事應如此曰該。」とあって、「該當」という言い方がある。これは中国で近世に生じた言い方と考えられる。また、「その」という、指示の意に用いることがある。『福惠全書』に「取該頭認狀」（卷六）。その小作頭の請合証文を取る意。また、「取該房領狀」（卷七）その役所の受領書を取る意。こういう言い方がわが国にも伝えられたが、この場合にも「該」は字音で読まれている。

古く伝えられた漢字でも、早くから字音によって行われたもの、後に字訓の衰えたものがある。

「才」は『説文解字』に「草木之初也」とあり、「わうかに」の意で副詞として用いられる。この「才」が「材」と同音で通用し、「才能」のよう用いる。『論語』子罕に「既竭吾才。」注に「才。才力也。」持つて生まれた能力が「才」である。この「才」をわが国では古く異音で「さふ」と読み、たとえば『宇津保物語』に、

頭中将の朝臣、何のぞえか侍る。和歌のぞえなん侍る。（菊の宴）

とある。この「れえ」は、才能ではなく、教養の意に用いられているが、この「才」に相当する固有の日本語が無いために、字音をそのまま用いたものと思われる。また、『淮南子』泰族訓に「韓之戰。以_ニ其死力_一報。非_ニ券之所_マ責也。」注に「券契也」とある。秦の穆公が晋と戦った時、かつて穆公の恩恵を受けた者が三百余人秦のために死力を尽くして戦つたが、それは契約によって責務を果たしたというわけではないの意。「券」は「契」と同義であるが、『管子』輕重乙に「使_レ無_ニ券契之責」。注に「分_レ之曰_レ券。合_レ之曰_レ契。責讀曰_レ債。使_レ百姓皆稱_ニ貸_ニ於君_ニ無_ニ券之債」。君主に対して債務を負う場合でも、契約によって責め立てられることがないと、人民にいう意で、二通同文の契約書の一方を「券」といい、それを符合させる場合は「契」ということになる。『莊子』庚桑楚に「券内者行_ニ乎無名」。注に「券分也」とある。自分の身の程に応じて生きる者はあえて名利を求めようとしない意で、「券」には、分けるという意味があると考えられる。「券」は『名義抄』に「チキル」という訓があり、これは「契」の意に基づくものであるが、名詞としては古くから字音で行われたと考えられる。たとえば『源氏物語』に、

券などはここになんあれど、すべて世の中を捨てたる身にて、年頃ともかくもたゞね知らぬを、（松風）

という例がある。これは法律上の用語として伝えられたために字音で読んだものと考えられる。

「穀」は『説文解字』に「続也。百穀之總名也。」『説文繫伝』に「粟之言續也。義與_ニ之同。」とある。「穀」は「粟」と同義で、ともに「続」の意味があり、「続」は命を継ぐ意。『論衡』に「穀之始熟曰_レ粟。」とある。「穀」の字は「禾」と「穀」から成り、「穀」は外皮のあることを示すと考えられる。『名義抄』に「モミ」という訓があるのはこの意味に基づくと考えられる。また、『周礼』天官、疾医に「以_ニ五味五穀五樂_ニ養_ニ其病」。注に「五穀。麻黍稷麦豆也。」とある。「五穀」の五種については異説があるが、「五穀」という語はわが国でもよく知られていて、『名義抄』に「イツツノタナツモノ」という訓がある。「穀」は多くの意味で用いられ、そのために「もみ」という語を書き表

わすために特に「穀」という国字が造り出され、「穀」を「もみ」と読むことはなくなつたと思われる。一方、「穀」を「たなつもの」と読むことは、その語形が長いために、これを避けて字音で読むことになつたのではないかと思う。

また、『儀礼』士冠礼に、元服して字あざなをつけることを述べたところだ、「曰。伯某甫。仲叔季唯其所そく當。」注に「伯仲叔季。長幼之称。甫是丈夫之美称。」とある。「伯」は長兄、「仲」は次兄で、「叔」はその弟、「季」は末子で、長兄ならば「伯某甫」と称し、また、長幼の別に従つて、「伯」の代りに「仲」「叔」「季」と言い換えるといふのである。「季」は年・月についても用い、春の初めは「孟春」、春の中の月は「仲春」、春の末の月は「季春」という。季の月は一年に四回あり、合わせて「四季」という。『名義抄』に「季」の訓に「ベニ ヲハリ」とあるのは以上の意味に基づく。今、「季」は春夏秋冬に通じて用い、末の月の意味には用いないが、今「四季」というところを昔は「四時」といった。「季」の意味は古今同一ではないが、季節を表わす場合、たとえば、「季御讀経」というとき、春秋一季、宮中で行われる行事であるが、この場合、「季」は初めから音読したものと思われる。固有の国語で季節を表わす適當なことばが無いためであろう。こうして、同じ「季」という字も、用いる場合に応じて字訓と字音を使い分けることになった。もともと、字訓で「すゑ」と読むのは人名で名乗に用いる場合である。

〔付記〕本稿は別に発表する「漢字と日本語」に続ぐものである。